

# 高齢者・障がい者等の要配慮者の方々における 「資格確認書」の交付申請等について

## 令和6年12月2日以降、健康保険証は新たに発行されなくなります

現行の健康保険証は、令和6年12月2日以降、新たに発行されなくなり（再発行を含む）、マイナ保険証（健康保険証利用登録がされたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行します。

ただし、**お手元にある健康保険証は、12月2日以降も有効期限までは引き続き使えます。誤って廃棄しないようご注意ください。**

※島根県内の市町村国民健康保険では、有効期限が令和7年7月31日までの健康保険証を交付しています。（令和7年7月31日までに75歳になる方など、一部の方は有効期限が異なります）

※脱退した場合などは、お持ちの保険証は使えなくなります。

## マイナ保険証をお持ちでない方には、資格確認書が交付されます

「資格確認書」は、マイナ保険証をお持ちでない方（マイナンバーカードを取得していない方を含む）に、新たに国民健康保険に加入したときや健康保険証を紛失したときなどに交付されます（カード型）。

※「資格確認書」は、現行の健康保険証と同様、医療機関等で提示することで受診できます。

## 要配慮者に該当する方は、マイナ保険証をお持ちであっても、 申請により資格確認書の交付を受けることができます

マイナ保険証をお持ちであっても、**マイナ保険証での受診が困難な方（高齢者や障がい者等の要配慮者）については、医療保険者へ申請手続きを行うことで、「資格確認書」の交付を受けることができます。**

※申請は、現行の健康保険証と同様、**親族等の法定代理人のほか、介助者などによる代理申請も可能**です（委任状が必要となる場合があります）。

※交付申請についての詳細は、**各市町村（国民健康保険担当部署）**へお問い合わせください。

※現在の健康保険証の有効期限が切れる前に（令和7年5月末までを目途に）申請をご検討ください。

【お問い合わせ先】 島根県市町村国民健康保険担当部署

	市町村名	部 署	担当係等	電話番号
市部	松江市	保険年金課	国保・年金係	0852-55-5263
	浜田市	保険年金課	国保係	0855-25-9410
	出雲市	保険年金課	国保年金係	0853-21-6982
	益田市	保 険 課	保険係	0856-31-0212
	大田市	市 民 課	保険年金係	0854-83-8154
	安来市	市 民 課	保険年金係	0854-23-3084
	江津市	保険年金課	国民健康保険係	0855-52-7937
	雲南市	市民生活課	生活グループ	0854-40-1031
仁多郡	奥出雲町	健康福祉課	保険係	0854-54-2511
飯石郡	飯南町	保健福祉課	—	0854-72-1770
邑智郡	川本町	健康福祉課	保険医療係	0855-72-0633
	美郷町	住 民 課	保険・衛生係	0855-75-1213
	邑南町	町 民 課	国民健康保険係	0855-95-1114
鹿足郡	津和野町	健康福祉課	保険係	0856-72-0651
	吉賀町	保健福祉課	保健医療グループ	0856-77-1165
隠岐郡	海士町	住民生活課	保険係	08514-2-1821
	西ノ島町	町 民 課	保険年金係	08514-6-0103
	知夫村	村民福祉課	保健衛生係	08514-8-2211
	隠岐の島町	町 民 課	国保年金係	08512-2-8560



政府広報 厚生労働省 あしたの暮らしをわかりやすく

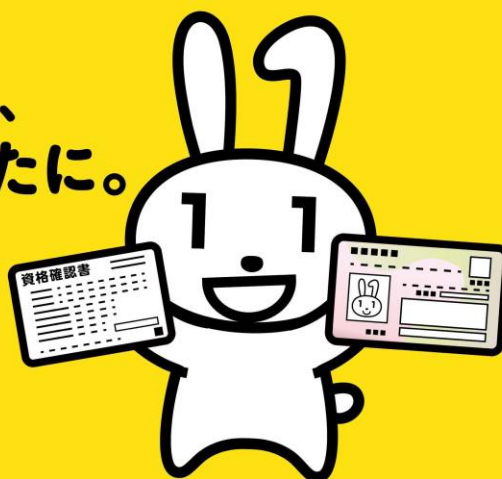
# まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、 これまでどおりの医療を、あなたに。

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。  
切り替えがまだお済みでない方も申請不要で届けられる資格確認書で保険診療を受けられます。ご安心ください。  
また、今お持ちの保険証は、有効期限まで最大1年間、利用できます。  
有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

**マイナ保険証をお持ちでない方** 申請不要で資格確認書をお届けします。

**新たに後期高齢者になった方** 申請不要で資格確認書をお届けします。 ※来年7月末まで

**マイナ保険証での受診が困難な方** 申請いただくことで資格確認書をお届けします。  
(ご高齢の方・障害をお持ちの方など)



診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、  
便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

さらに詳しい情報は  
こちらから検索→

政府広報 マイナ保険証

